

# FISCO SPECIAL STAGE TRIAL

## スピード B 車両

JAF 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定の P. N. B. SA 車両の中で改造範囲が最も広いものとなります。道路運送車両の保安基準に適合し（車検に合格）、常に維持した状態であれば、使用者の責任で車両のいかなる部品も変更、交換、装着ができます。すなわち、エンジンのボア・アップやターボの装着、変更、ブースト・アップされた車両でもよいわけです。但し、普段の使用や競技会等の参加で車両の長さ、高さ、幅、乗車定員、エンジンの型式、などを変更するような改造を行った場合は各陸運支局等で構造等変更検査をしなければなりません。B 車両につきましても、JAF 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定第 5 章スピード B 車両規定に合致した車両でなければなりません。JAF 国内競技車両規則第 3 編スピード車両規定は必ずご参照下さい。

よくある質問

Q、通称 S タイヤと呼ばれるタイヤで出場してよいのですか。

A、O、K です。一般に市販されているラジアルタイヤ（溝のあるタイヤ）での出場は O、K です。溝のないスリックタイヤは公道を走れませんので不可です。

Q、競技会に参加するときだけ、後部座席を外したいのですがよいのでしょうか？

A、上記解説にもありますが、乗車定員の変更を伴う改造を行った場合は陸運局で検査を受けなくてはなりません。すなわち車検証に乗車定員が 4 名と記されている場合、それは 4 人座れる座席を装備していることとなります。競技会出場の時のみ座席を外すということはできません。逆に車検証に乗車定員 2 名となっていれば、2 名以上座れる座席があってはならないのです。

Q、エンジンをボア・アップした車両で参加しようと思っています。陸運局に持っていけばおそらく車検には通る範囲の改造だと思いますが、車検に通さずそのまま出場してよいですか。

A、結論は不可です。競技会に参加する車両規定の意味するところは、車検に通るかどうかではなく、車検に通してあるかないかが問題になります。車検証に記載されている内容と合致しない構造変更（この場合排気量）は陸運局にて構造等変更検査を受けていなければなりません。元の機能を維持している部品の変更、交換、装着は O、K ですが、車検証に記載されている内容と合致しない構造の変更は陸運局で検査を受けなければならないのです。